野良ねこの問題解決を目指して

あなたの住むまちで ･･･。

野良ねこが増えて困っていませんか？

野良ねこへ無責任にエサをあたえる人とトラブルになっていませんか？

それなら ･･･。

野良ねこにエサをやらなかったらいいのでは？

野良ねこにエサをあたえる人がいなくなっても、ねこは餓死を待ちません。弱いねこは縄張り内のゴミをあさり、強いねこは縄張りを拡げ、その地域の住民に迷惑をかけるでしょう。

野良ねこを捕獲したらいいのでは？

わが国では、ねこを外で飼う習慣があり、飼いねこを捕獲、殺処分した場合は、民法･刑法によって、また、殺処分を前提としたねこの捕獲は、『 動物の愛護及び管理に関する法律 』で罰せられる可能性があります。

みなさんが迷惑に思っている野良ねこも、たった一つの大切な命あるものです。

『動物の愛護及び管理に関する法律』では、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう、基本原則に定めています。
野良ねこも、元々は飼われていたのに、捨てられたり、逃げ出したり、増えたりした不幸なねこなのです。

では、野良ねこ対策として何から始めればよいのでしょう？

ねこの繁殖力は非常に旺盛で、1年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。
これ以上増やさないためには、まず避妊去勢手術して、匹数をコントロールすることが大変重要です。

そこで ･･･ 考え出されたのが 「地域ねこ」方式といわれる対策です。

これは、全国各地で注目されている野良ねこ対策です。
大阪市は平成20年度から一部の地域で取組みを始め、平成 22 年度から『所有者不明ねこ適正管理推進事業』を実施しています。大阪市では、この事業の対象となるねこを「街ねこ」と呼ぶことにしています。
ねこに思いを寄せる方、快く思われない方、排除はしたくないが生活環境被害を受けて困っている方、さまざまなお考えの方がいらっしゃいますが、みなさんでこの対策について話し合ってみませんか？

「街ねこ」とは

野良ねこも命あるものだという考え方に基づき、その地域のみなさんの合意のもと、
住民が主体となって地域にすむ野良ねこを適正に飼養管理しながら共生していくものです。
活動していくためのルールづくり等の合意形成を行い、野良ねこの避妊去勢手術を実施して、
その一代限りのねこ（これが『街ねこ』です。）を一生涯地域で世話していくのです。

避妊去勢手術によって、オスもメスも中性的となり、
繁殖時の鳴き声や闘争がなくなります。

人に対してもフレンドリーな性格になるといわれています。

大阪市では『所有者不明ねこ適正管理推進事業』により『街ねこ』の取組みに対する支援を行っています。

この取組みには、地域住民 みなさんの力 が必要です！

○ 避妊去勢手術の費用として、地域から１匹あたり５，０００円の負担をお願いします。
（避妊去勢手術の費用の一部は、大阪市も負担します。）

○ 避妊去勢後は、『街ねこ』を適正に飼養管理していただきます。
・適切にエサをあたえ、食べ残しやエサ場の片付をしていただきます。
・トイレ等を設置してふん尿の清掃をしていただきます。

大阪市は、地域住民や関係者の理解を得るために合意形成とルールづくりのお手伝いをいたします。

「街ねこ」活動によってあなたのまちは ･･･。

○ 避妊去勢手術によって、不幸な野良ねこの（出産しないので特に子ねこの）数が減少します。

野良ねこがいなくなったり、急激に減るのではないので、
すぐには野良ねこ問題は解決しませんが、
これ以上増えることはなく、緩やかに減少しますので
長い目で見守ってください。

○ 活動ルールに基づいた美化運動により、ふん尿の被害やゴミの散乱などがなくなります。

耳のV字カットは「街ねこ」の印です。

寄附金を募集しています。

寄附を通して、動物愛護に関する事業に参加しませんか。
皆様のご協力を心よりお待ちしております。
寄附に関するお問い合わせは、下記の担当窓口までご連絡ください。
対象事業：所有者不明ねこの適正管理推進事業、動物愛護管理事業
担当窓口：健康局　生活衛生課　乳肉衛生・動物管理グループ　（電話）６２０８－９９８８　（FAX）６２３２－０３６４

大阪市健康局・生活衛生監視事務所・区保健福祉センター